



平成18年12月21日

各 位

会社名 ナトコ株式会社
代表者名 代表取締役社長 粕谷 忠晴
(JASDAQ・コード4627)
問合せ先
役職・氏名 専務取締役 粕谷 健次
電 話 0561-32-2285

「定款一部変更に関するお知らせ」の一部訂正について

平成18年12月13日付で開示いたしました「定款一部変更に関するお知らせ」の記載内容について、一部訂正を要する箇所がありましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 訂正箇所

章名の表示の追加

第1章 総則

第2章 株式

第3章 株主総会

第4章 取締役および取締役会

第5章 監査役および監査役会

条文の内容の一部訂正

(現行定款)

第10条、第11条、第13条、第14条(2)、第18条(2)、第20条(3)、第28条

(変更案)

第9条、第10条(3)、第12条、第14条(2)、第15条(2)、第19条、第20条、第25条

第28条、第29条、第30条、第31条、第35条、第36条、第37条、第38条、第39条

第42条、第43条

2. 訂正の内容

訂正前及び訂正後の内容は別紙のとおりであります。なお、訂正部分には網掛けを付してあります。

以 上

【訂正前】

定款変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第4条(公告方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第5条(発行する株式の総数) 当会社の発行する株式の総数は26,299,000株とする。</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当会社は商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議を以って自己株式を買受けることができる。</p> <p>第7条(1単元の株式の数) 当会社の1単元の株式の数は100株とする。</p> <p>第8条(1単元の株式の数未満の株券) (新 設) 当会社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p> <p>第9条(名義書換代理人) 当会社は、株式について名義書換代理人を置く。 (2) 当会社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 (3) 当会社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券の交付、諸届の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれを扱わない。</p> <p>第10条(株式取扱規定) 当会社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券の交付、諸届の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p> <p>第11条(基準日) 当会社は、毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)を以って、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 (2) 前項のほか、定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者を以って、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>	<p>第4条(機関) 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条(公告方法) 当会社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</p> <p>第6条(発行可能株式総数) 当会社の発行可能株式総数は26,299,000株とする。</p> <p>第7条(自己株式の取得) 当会社は会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</p> <p>第8条(単元株式数) 当会社の単元株式数は100株とする。</p> <p>第9条(株券の発行) 当会社は株主に係る株券を発行する。 (2) 前項の規定にかかわらず、当会社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>第10条(株主名簿管理人) 当会社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 当会社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (3) 当会社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。</p> <p>第11条(株式取扱規定) 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p> <p>第12条(基準日) 当会社は、毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者を以って、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第12条（招集の時期） 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に、これを招集する。</p>	<p>第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p>
<p>第13条（招集者および議長） 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第14条（招集権者および議長） 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序によって、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第14条（決議の方法） 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以って行なう。</p> <p>(2) 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以って行なう。</p>	<p>第15条（決議の方法） 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p>
<p>第15条（議決権の代理行使） 当社の株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） 当社の株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>
<p>第16条（議事録） 当社の株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印もしくは電子署名する。</p>	<p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第17条（取締役の員数） 当社の取締役は9名以内とする。</p>	<p>第18条（議事録） 当社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p>
<p>第18条（取締役の選任） （新 設） 当社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(2) 当社の取締役の選任は、累積投票によらない。</p>	<p>第19条（取締役の員数） 現行どおり</p> <p>第20条（取締役の選任） 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(3) 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第19条（取締役の任期） 当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>第21条（取締役の任期） 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（代表取締役および役付取締役） <u>当会社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。</u> （新 設）</p> <p>(3) 当社は、<u>取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第21条（顧問および相談役） 当社は、<u>取締役会の決議により、顧問および相談役若干名を置くことができる。</u></p> <p>第22条（取締役の報酬並びに退職慰労金） 当社の取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第23条（取締役会の招集および議長） 当社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、<u>取締役社長が招集し、議長となる。</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。</u></p> <p>(3) <u>当社の取締役の招集通知は、会日の1週間前までに取締役および監査役に対し発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。</u> （新 設）</p> <p>第24条（取締役会規定） 当社の取締役会に関するその他の事項は、<u>取締役会の定める取締役会規定による。</u></p> <p>第25条（取締役会の議事録） 当社の取締役会の議事は、<u>その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席取締役および出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。</u></p> <p>第26条（監査役の数） 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>第27条（監査役の選任） （新 設） 当社の監査役の選任決議は、<u>総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</u></p> <p>第28条（監査役の任期） 当社の監査役の任期は、<u>就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>(2) <u>補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</u></p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当社の代表取締役は、<u>取締役会の決議によって選定する。</u></p> <p>(2) <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u></p> <p>(3) 当社は、<u>取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第23条（顧問および相談役） 当社は、<u>取締役会の決議によって、顧問および相談役若干名を選定することができる。</u></p> <p>第24条（取締役の報酬等） 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条（取締役会の招集および議長） <u>現行どおり</u></p> <p>(2) <u>取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が当たる。</u></p> <p>(3) <u>当社の取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） <u>当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</u></p> <p>第27条（取締役会規定） 当社の取締役会に関する事項は、<u>法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</u></p> <p>第28条（取締役会の議事録） 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびに<u>その他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役および出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。</u></p> <p>第29条（監査役の数） <u>現行どおり</u></p> <p>第30条（監査役の選任） <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(2) <u>当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</u></p> <p>第31条（監査役の任期） 当社の監査役の任期は、<u>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>(2) <u>補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（常勤監査役） 当社は、監査役の互選により、常勤監査役を置く。</p>	<p>第32条（常勤監査役） 当社は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第30条（監査役の報酬並びに退職慰労金） 当社の監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第33条（監査役の報酬等） 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第31条（監査役会の招集） 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>第34条（監査役会の招集） 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p>
<p>第32条（監査役会規定） 当社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会の定める監査役会規定による。</p>	<p>第35条（監査役会規定） 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定められるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>
<p>第33条（監査役会の議事録） 当社の監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。</p>	<p>第36条（監査役会の議事録） 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。</p>
（新 設）	第6章 会計監査人
（新 設）	<p>第37条（会計監査人の選任） 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
（新 設）	<p>第38条（会計監査人の任期） 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p>
（新 設）	<p>(2) 会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
（新 設）	<p>第39条（会計監査人の報酬等） 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
（新 設）	第7章 計算
第6章 計算	<p>第40条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p>
<p>第34条（営業年度） 当社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p>	<p>第41条（期末配当金） 当社は株主総会の決議によって毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>第35条（利益配当金および中間配当） 当社の利益配当金は、毎年10月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	（削 除）
<p>(2) 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p>	（削 除）
<p>(3) 前各項の配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社は、その支払の義務を免れる。</p>	（削 除）
<p>(4) 前各項の未払配当金には利息を付けない。</p>	（削 除）

【訂正後】

定款変更案

(下線は変更部分)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総則 (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総則</p>
<p>第4条(公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する。</p>	<p>第4条(機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人</p> <p>第5条(公告方法) 当社の公告は、日本経済新聞に掲載する方法により行なう。</p>
<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>	<p style="text-align: center;">第2章 株式</p>
<p>第5条(発行する株式の総数) 当社の発行する株式の総数は26,299,000株とする。</p> <p>第6条(自己株式の取得) 当社は商法第211条ノ3第1項第2号の定めにより、取締役会決議を以て自己株式を買受けることができる。</p>	<p>第6条(発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は26,299,000株とする。</p> <p>第7条(自己株式の取得) 当社は会社法第165条第2項の定めにより、取締役会決議によって自己株式を取得することができる。</p>
<p>第7条(1単元の株式の数) 当社の1単元の株式の数は100株とする。</p>	<p>第8条(単元株式数) 当社の単元株式数は100株とする。</p>
<p>第8条(1単元の株式の数未満の株券) (新 設) 当社は、1単元の株式の数に満たない株式に係る株券を発行しない。</p>	<p>第9条(株券の発行) 当社は株式に係る株券を発行する。 (2) 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p>
<p>第9条(名義書換代理人) 当社は、株式について名義書換代理人を置く。 (2) 当社の名義書換代理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、これを公告する。 (3) 当社の株主名簿および実質株主名簿(以下株主名簿等という。)ならびに株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券の交付、諸届の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は、名義書換代理人に取扱わせ、当社においてはこれを扱わない。</p>	<p>第10条(株主名簿管理人) 当社は、株主名簿管理人を置く。 (2) 当社の株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定し、これを公告する。 (3) 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)、新株予約権原簿ならびに株券喪失登録簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿および株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては扱わない。</p>
<p>第10条(株式取扱規定) 当社の発行する株券の種類、株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、株券の交付、諸届の受理、株券喪失登録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する取扱およびその手数料は、取締役会の定める株式取扱規定による。</p>	<p>第11条(株式取扱規定) 当社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。</p>
<p>第11条(基準日) 当社は、毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)を以て、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。 (2) 前項のほか、定款に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、あらかじめ公告して、一定の日における株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者を以て、その権利を行使すべき株主または登録質権者とする。</p>	<p>第12条(基準日) 当社は、毎年10月31日最終の株主名簿に記載または記録された株主(実質株主を含む。以下同じ。)をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。 (2) 前項にかかわらず、必要がある場合は、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者を以て、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
第 3 章 株主総会	第 3 章 株主総会
<p>第12条（招集の時期） 当社の定時株主総会は、毎年1月にこれを招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に、これを招集する。</p>	<p>第13条（招集） 当社の定時株主総会は、毎年1月に招集し、臨時株主総会は、必要ある場合に招集する。</p>
<p>第13条（招集者および議長） 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>	<p>第14条（招集権者および議長） 当社の株主総会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集し、その議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役がこれに当たる。</p>
<p>第14条（決議の方法） 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数を以て行なう。</p> <p>(2) 商法第343条の規定によるべき決議は、総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上を以て行なう。</p>	<p>第15条（決議の方法） 当社の株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(2) 会社法第309条第2項の定めによる決議は、定款に別段の定めある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行なう。</p>
<p>第15条（議決権の代理行使） 当社の株主は、議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の株主または代理人は、代理権を証する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>	<p>第16条（議決権の代理行使） 当社の株主は、議決権を有する他の株主1名を代理人として議決権を行使することができる。</p> <p>(2) 前項の株主または代理人は、代理権を証明する書面を株主総会毎に当会社に提出しなければならない。</p>
（新 設）	
<p>第16条（議事録） 当社の株主総会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長および出席取締役が記名捺印もしくは電子署名する。</p>	<p>第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p>
<p>第17条（取締役および取締役会）</p>	<p>第18条（議事録） 当社の株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p>
<p>第17条（取締役の員数） 当社の取締役は9名以内とする。</p>	<p>第19条（取締役の員数） （現行どおり）</p>
<p>第18条（取締役の選任） （新 設） 当社の取締役の選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>(2) 当社の取締役の選任は、累積投票によらない。</p>	<p>第20条（取締役の選任） 当社の取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 当社の取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>(3) 当社の取締役の選任決議は、累積投票によらない。</p>
<p>第19条（取締役の任期） 当社の取締役の任期は、就任後1年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p>	<p>第21条（取締役の任期） 当社の取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第20条（代表取締役および役付取締役） 当社の代表取締役は、取締役会の決議により選任する。 （新 設）</p> <p>(2) 当社は、取締役会の決議により、取締役会長および取締役社長各1名並びに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を置くことができる。</p> <p>第21条（顧問および相談役） 当社は、取締役会の決議により、顧問および相談役若干名を置くことができる。</p> <p>第22条（取締役の報酬並びに退職慰労金） 当社の取締役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p> <p>第23条（取締役会の招集および議長） 当社の取締役会は、法令に別段の定めある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会の定めた順序により、他の取締役が当たる。</p> <p>(3) 当社の取締役の招集通知は、会日の1週間前までに取締役および監査役に対し発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。 （新 設）</p> <p>第24条（取締役会規定） 当社の取締役会に関するその他の事項は、取締役会の定める取締役会規定による。</p> <p>第25条（取締役会の議事録） 当社の取締役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、議長並びに出席取締役および出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。 第5章 監査役および監査役会</p> <p>第26条（監査役員の員数） 当社の監査役は4名以内とする。</p> <p>第27条（監査役を選任） （新 設） 当社の監査役を選任決議は、総株主の議決権の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってする。</p> <p>第28条（監査役の任期） 当社の監査役の任期は、就任後4年内の最終決算期に関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(2) 補欠により就任した監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべきときまでとする。</p>	<p>第22条（代表取締役および役付取締役） 当社の代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>(2) 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>(3) 当社は、取締役会の決議によって、取締役会長および取締役社長各1名ならびに取締役副社長、専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</p> <p>第23条（顧問および相談役） 当社は、取締役会の決議によって、顧問および相談役若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（取締役の報酬等） 当社の取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第25条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり）</p> <p>(2) 取締役社長に事故がある場合は、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役にこれに当たる。</p> <p>(3) 当社の取締役会の招集通知は、会日の1週間前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要ある場合は、これを短縮することができる。</p> <p>第26条（取締役会の決議の省略） 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合には、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りではない。</p> <p>第27条（取締役会規定） 当社の取締役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める取締役会規定による。</p> <p>第28条（取締役会の議事録） 当社の取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役および出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。 第5章 監査役および監査役会</p> <p>第29条（監査役員の員数） （現行どおり）</p> <p>第30条（監査役を選任） 当社の監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) 当社の監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行なう。</p> <p>第31条（監査役の任期） 当社の監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(2) 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第29条（常勤監査役） 当社は、監査役の互選により、常勤監査役を置く。</p>	<p>第32条（常勤監査役） 当社は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>
<p>第30条（監査役の報酬並びに退職慰労金） 当社の監査役の報酬並びに退職慰労金は、株主総会の決議により定める。</p>	<p>第33条（監査役の報酬等） 当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>
<p>第31条（監査役会の招集） 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p>	<p>第34条（監査役会の招集） 当社の監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要がある場合は、これを短縮することができる。</p>
<p>第32条（監査役会規定） 当社の監査役会に関するその他の事項は、監査役会の定める監査役会規定による。</p>	<p>第35条（監査役会規定） 当社の監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規定による。</p>
<p>第33条（監査役会の議事録） 当社の監査役会の議事は、その経過の要領および結果を議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。</p>	<p>第36条（監査役会の議事録） 当社の監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席監査役がこれに記名捺印もしくは電子署名する。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第6章 会計監査人</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第37条（会計監査人の選任） 当社の会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第38条（会計監査人の任期） 当社の会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 (2) 当社の会計監査人は前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</p>
<p>（新 設）</p>	<p>第39条（会計監査人の報酬等） 当社の会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>
<p>第6章 計 算</p>	<p>第7章 計 算</p>
<p>第34条（営業年度） 当社の営業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p>	<p>第40条（事業年度） 当社の事業年度は、毎年11月1日から翌年10月31日までとする。</p>
<p>第35条（利益配当金および中間配当） 当社の利益配当金は、毎年10月31日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。</p>	<p>第41条（期末配当金） 当社は株主総会の決議によって毎年10月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。</p>
<p>(2) 当社は、取締役会の決議により、毎年4月30日の最終の株主名簿等に記載または記録された株主または登録質権者に対し、中間配当を行なうことができる。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>(3) 前各項の配当金は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されない場合は、当社は、その支払の義務を免れる。</p>	<p>（削 除）</p>
<p>(4) 前各項の未払配当金には利息を付けない。</p>	<p>（削 除）</p>

